

議案第3号

鳥栖市育英資金奨学生の選考について

上記の議案を提出する

令和2年2月19日

鳥栖市教育委員会  
教育長 天野 昌明

(提案理由)

鳥栖市育英資金貸付基金条例施行規則第3条に基づき、令和2年度の新たな鳥栖市育英資金奨学生を選考したいため、鳥栖市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則第2条第1項第18号の規定によりこの案を提出する。

1 目的

経済的理由により就学困難な者の奨学及び人材育成を図る

2 貸付の資格

- (1) 鳥栖市に在住し、高等学校又は高等専門学校への進学又は在学していること
- (2) 身体が健康で、学習意欲があり、人物が優秀と認められること
- (3) 経済的理由により学資の支弁が困難と認められること
- (4) 育英資金の返還が確実であり、確実な保証人を有すること

3 貸付金額

月額12,000円以内

4 選考人数

最大 25人まで

- ※ 奨学生総数 40人以内（育英資金条例第5条）
  - 中途申込枠 2人（鳥栖市育英資金奨学生選考基準）
  - 現奨学生 13人（R2.2.14現在）
- よって、 $40 - 2 - 13 = 25$ 人

5 申請者

別紙のとおり